

第 1 章 計画の意義と役割

- 1 計画策定の趣旨と背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制と策定手順
- 5 計画の推進体制
- 6 介護保険制度改正への対応

第1章 計画の意義と役割

1 計画策定の趣旨と背景

我が国の高齢化は世界に類のない速さで進行しており、総人口は平成 22 年の 1 億 2,806 万人をピークに平成 28 年には 1 億 2,693 万人にまで減少しています。

この間も、65 歳以上の高齢者人口については一貫して増加を続けており、平成 28 年には 3,459 万人に達し、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は 27.3%、平成 32 年（2020 年）には 29.2%、平成 37 年（2025 年）以降は 30%を超え、国民の 3 人に 1 人が高齢者という社会になると予測されています。このような高齢化の急速な進展は、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者世帯の増加などを加速させ、高齢者を取り巻くさまざまな課題を生じさせています。

本市においては、高齢化が全国平均、県平均を上回るスピードで進行しており、平成 29 年 4 月時点で高齢化率 31.8%と、市民の 3.14 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という状況となっています。さらに、平成 32 年（2020 年）の高齢化率は 33.3%に達し、市民の 3.0 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という状況を迎えることになると予想されています。

このような急速な高齢化社会の進展に対応するため、平成 18 年度以降、3 年毎に「高齢者保健福祉計画」を策定し、健康づくりと介護予防を中心とする高齢者の保健福祉施策を展開してきました。

「第 5 次柳川市高齢者保健福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）に向けた地域包括ケアシステムの構築、認知症や高齢者世帯の増加への対応、地域連携や住民による見守りの充実などを図った「第 4 次柳川市高齢者保健福祉計画」を踏襲しつつ、地域包括ケアシステムのより一層の推進を図り、地域のことにさまざまな人や団体などが「我が事」として関わり、人や資源などのあらゆるリソースが「丸ごと」つながって地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指す計画として策定します。

本計画に基づき、保健・医療・福祉分野における地域住民や関係団体とのより一層の連携を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるまちづくりをさらに推進します。

2 計画の位置づけ

(1) 国の法律、市の基本構想・地域福祉計画との関係

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」に位置づけられます。

また、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条第 4 項に定める基本構想に即して策定する計画であることから、本計画を「第 2 次柳川市総合計画基本構想」(平成 28 年度策定)に沿って策定します。さらに、平成 29 年には社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられましたので、地域福祉計画との整合を図るとともに、主に高齢者に関する今後の保健福祉施策を総合的に推進するための指針として位置づけるものです。

(2) 介護保険事業計画との一体性

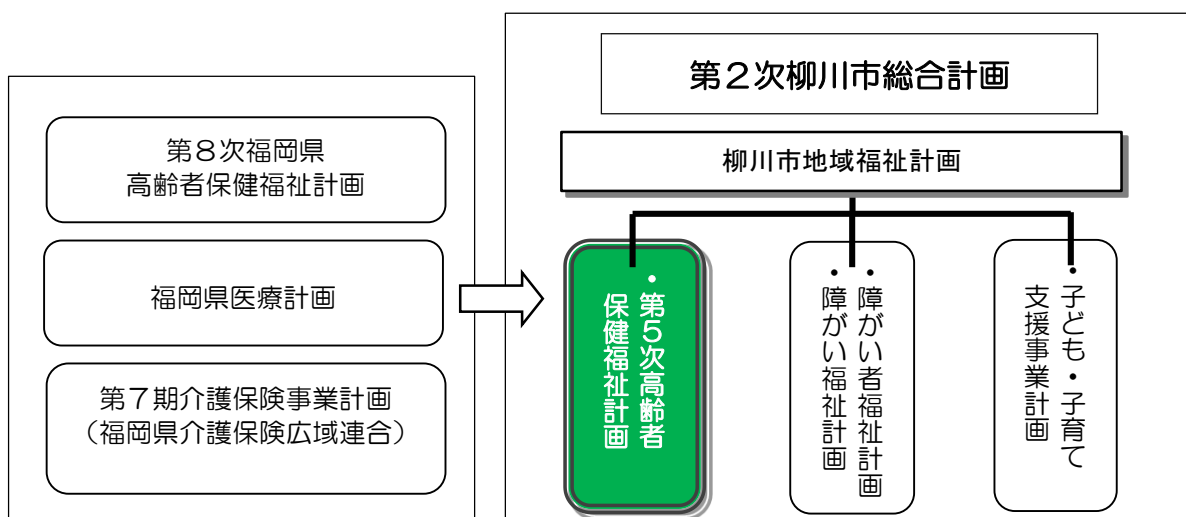
本計画は、国の指針によって、介護保険事業計画と一体的に策定することが求められています。そのため、福岡県介護保険広域連合で策定される「第 7 期介護保険事業計画」(平成 29 年度策定)の内容に考慮して策定します。

(3) 他計画・施策との調和

本計画は、「柳川市地域福祉計画」(平成 29 年度策定)、「第 5 期柳川市障がい福祉計画」(平成 29 年度策定)をはじめ、本市また広域における保健、福祉、医療、地域福祉、生涯学習、防災などに関する計画・施策との連携・調和を図ります。

さらに、「福岡県高齢者保健福祉計画(第 8 次)」(平成 29 年度策定)をはじめ、県の高齢者保健福祉施策に関連する計画などとの連携・調和を図ります。

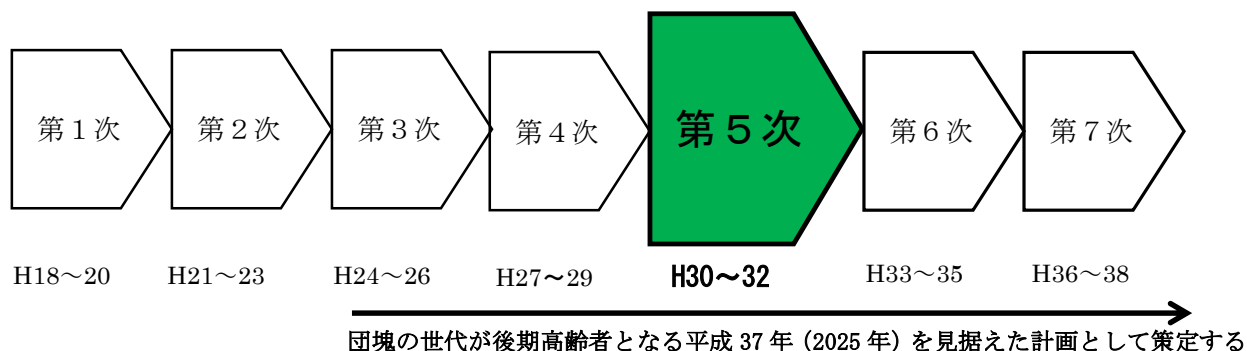
【柳川市高齢者保健福祉計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間です。

なお、本計画は、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上を迎える平成 37 年(2025 年)を見据えて、高齢者を支える地域づくりを進めていくために、中長期的な視野に立った施策の展開を図り、3 年ごとに計画を見直します。



4 計画の策定体制と策定手順

本計画を策定するにあたっては、本市の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業所などの代表 15 人で構成する「柳川市高齢者保健福祉計画審議会」を設置し、市長の諮問に応じて必要な審議を行いました。

【「柳川市高齢者保健福祉計画審議会」会議の経過】

	開催日時	主な議題
第 1 回	平成 29 年 10 月 23 日 13 : 30 ~ 柳川市民会館第二会議室	○市長諮問 ○趣旨および策定体制の説明 ○団体ヒアリング結果報告
第 2 回	平成 29 年 11 月 29 日 13 : 30 ~ 柳川市民会館第二会議室	○現計画の評価検証結果報告 ○住民意識調査結果報告
第 3 回	平成 30 年 1 月 12 日 13 : 30 ~ 柳川市民会館第二会議室	○計画骨子案の検討 ○高齢者保健福祉計画素案の検討
第 4 回	平成 30 年 2 月 15 日 13 : 30 ~ 柳川市民会館第二会議室	○高齢者保健福祉計画案の検討
第 5 回	平成 30 年 3 月 日 ○ : ○ ~ 柳川市	○高齢者保健福祉計画最終検討

5 計画の推進体制

(1) 市の推進体制

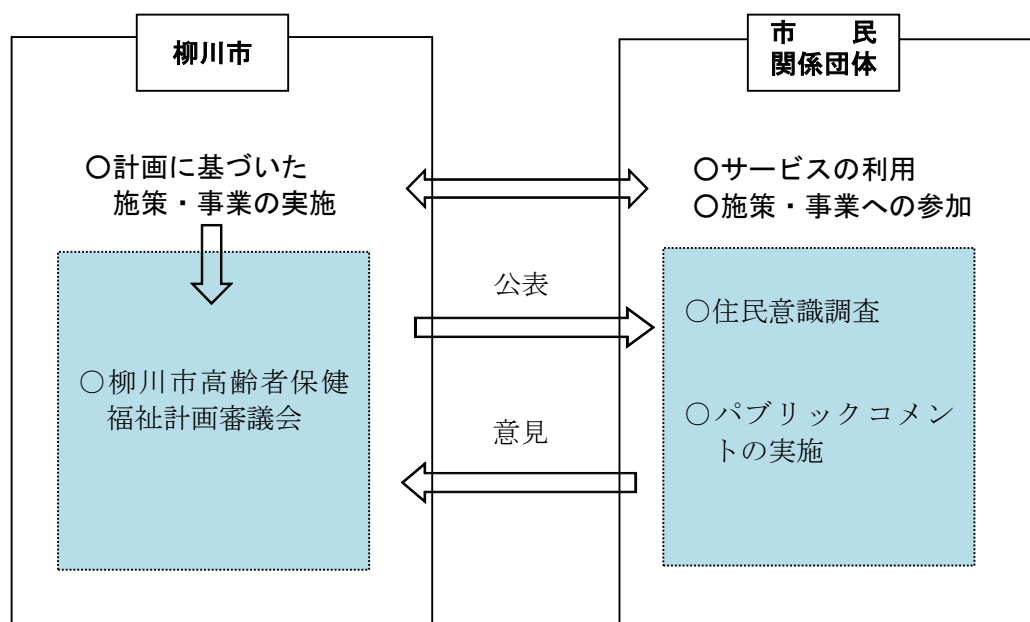
本市における高齢者を対象とした施策に関わる全ての部署が相互に連携し、本市の高齢者保健福祉施策を総合的に推進することにより、高齢者の安心・安全な暮らしの継続に貢献できると考えます。このため、施策をより効果的・効率的に推進できるよう関係部署との連携を図ってきました。

計画策定後は、「柳川市高齢者保健福祉計画評価会議」を実施し、本計画の進捗状況を定期的に点検するとともに、場合によっては方向の見直しなども検討します。

(2) 市民参加による推進体制

本計画を策定するにあたっては、平成 30 年 2 月 27 日から 3 月 12 日までパブリックコメント(意見提出手続き)を実施し、さまざまな意見をとり入れました。今後も計画に基づき、各施策を円滑に推進していくために、市民や社会福祉協議会、行政区長、老人クラブ、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティアなどの関係団体との意見交換を行います。

【市と市民協働による計画策定および計画推進の流れ】



6 介護保険制度改正への対応

介護保険制度は、本計画の期間と同じく3年ごとに大きな見直しが行われます。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年6月2日公布）の概要は以下のとおりです。

目的

- 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化などの取り組みの推進
 - 介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化などの取り組み内容および目標を記載 ⇒ 設定目標に対する高齢者福祉計画としての取り組み
 - 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけなど）
 - 国および地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進を制度上明確化
 - ・認知症に関する知識の普及・啓発
 - ・認知症の人に応じたリハビリテーションおよび認知症の人を介護する人の支援
 - ・その他認知症に関する施策の推進
 - ・認知症の人およびその家族の意向の尊重に努める など
- ②医療・介護の連携の推進など
 - 医療・介護の連携などに関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- ③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進など
 - 高齢者と障がい児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける など

2 介護保険制度の持続可能性の確保

- ①2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）
- ②介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
 - ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。